

第104回沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事概要

日 時：令和3年6月17日(水)17:00~18:00

場 所：県庁6階 第1・2特別会議室

○ 会議の概要

<報告事項>

- ◇ 沖縄県内及び全国の感染状況について本部員から報告があった。

<議題事項>

- ◇ 特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の変更について決定した。

1 参加者

玉城 知事、謝花 副知事、照屋 副知事、島袋 政策調整監、金城 知事公室長、池田 総務部長、宮城 企画部長、松田 環境部長、日下 県警本部長、大城 保健医療部長、名渡山 子ども生活福祉部長、崎原 農林水産部長、島袋 土木建築部長、嘉数 商工労働部、宮城 文化観光スポーツ部、大城 会計管理者、金城 教育長、我那覇 病院事業局長、棚原 企業局長、諸見里 医療企画統括監、糸数 保健衛生統括監、木村宮古兼八重山保健所長(テレビ会議システム利用)

2 報告事項

(1) 沖縄県内及び全国の感染状況について

- 総括情報部から沖縄県内及び全国の感染状況について報告【資料1~8】。
 - ✓ 6/17時点の療養者数、病床占有率、新規感染者数、新規PCR検査の陽性率は、昨日に比べて減少。
 - ✓ 重症者用病床占有率、感染経路不明な症例の割合は増加。
 - ✓ 6/17時点の新規陽性者数は、1週間前と比較して大幅な減少、重症・中等症者数も1週間前と比較して減少している。
 - ✓ 国の判断指標に照らした場合、療養者数、病床占有率、重症者用病床占有率、新規感染者数はステージIV相当となる。

3 議題

(1) 特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針変更(案)について

- 総括情報部から、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針変更(案)について説明【議題資料1】。
- ✓ 期間は、7/11(日)まで延長。
- ✓ 県民及び県内に滞在している皆様への要請内容については、これまでと同様の内容に加え、やむを得ず離島へ来訪する場合に、事前にPCR検査、抗原検査を受診することを追加。
- ✓ 飲食店等に関しては、これまでと同様の内容に加え、6/21以降の休業・営業時間短縮要請に係る協力金について記載。
- ✓ イベント開催については、規模や場所に関わらず、全てのイベントの延期・中止を要請(無観客・オンライン配信を除く)。
- ✓ なお、イベント開催に関する要請については、6/18~6/20までを周知期間とし、当該期間までに販売されたチケットについては、上限1,000名を満たす場合限り、キャンセル不要とする。
- ✓ 事業者に対しては、学校等に対する休業要請が解除されることから、従業員に対する休暇取得の働きかけの内容を削除。
- ✓ 市町村に対してはこれまでの内容に加え、引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。
- ✓ 県立学校については、6/21より再開とし、地域の感染状況を踏まえ、分散登校・時差登校を検討することとする。
- ✓ 小中学校については、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえ、市町村教育委員会に判断するよう依頼する。

- ✓ また、学校行事（運動会・修学旅行等）については延期・縮小を、部活動については原則中止を要請する。ただし、九州・全国大会等に出場する場合に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。
- ✓ 飲食店等以外の施設に対する要請について、床面積 1,000 m²以上の施設に要請してきた土日の休業については、6/21 以降解除する。
- ✓ 飲食店等以外の施設に対する要請内容に、フードコートにおける 1m 以上の間隔の確保及びアクリル板の設置を追加。また、ゲームセンターやスポーツクラブ等の遊技施設における、入場前の検温及び定期的な消毒の実施を追加。
- ✓ 交通事業者、公共施設、県外からの来訪者に対しては、これまでと同様の内容を要請。
- ✓ 県が実施する重点検査について、デルタ株検査の拡充を追加。
- ✓ 新型コロナワクチン接種については、ワクチン接種加速化計画（仮称）を策定し、①新型コロナワクチン接種広域接種センターの設置、②エッセンシャルワーカーに対する接種の推進、③市町村への支援、④職域接種の推進を進めていく。
- ✓ 医療提供体制については、入院待機ステーションを開設し、一般の救急搬送への影響を最小に抑えることを記載。
- ✓ うちなーんちゅ応援プロジェクト（協力金）について、6/21～7/11 の期間中、休業・営業時間の短縮に協力した飲食店に対し、協力金（84 万円～）を支給する。
- ✓ 大規模施設等についても、7/11 までの休業・時短営業に対し、協力金（面積 1,000 m²毎に 20 万円×（短縮した時間／本来の営業時間））を支給する。
- ✓ 学校、社会福祉施設、公共施設等における、緊急事態宣言下の具体的実施内容は別添議題資料 1－2 のとおり。

(議題(1)についての主な発言)

- ✓ 商工労働部より、緊急事態宣言の延長期間が当初の想定より1週間伸びることについて、経済対策関係団体会議の委員について説明と協力の依頼を行ったことを報告。また、委員からは、深刻な状況であるため協力は惜しまないが、飲食業への影響は大きく、県は感染症対策の出口戦略を示すべきである等の意見があったことについて報告があった。

→総括情報部より、経済対策関係団体会議委員の意見にもあるように、県の取組を示す必要があることから、対処方針(案)に新型コロナワクチン接種の促進等の内容を盛り込んでいるとの説明があった。

- ✓ 緊急事態宣言中に、沖縄県中学校総合体育大会の一部の競技が実施される予定であるが、県営施設の利用に問題はないか質問があった。

→土木建築部より、イベント開催に係る対処方針(案)に沿って、無観客の開催であれば利用は可能と回答があった。

- ✓ 教育長より、県立学校の休校解除について、事前に対策本部長の承認を得て、関係者に通知を行ったとの報告があった。

- 最後に、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の変更について決定した。

4 その他

特になし。

5 閉会